

放送大学東京多摩学習センター『古文書学習会』規約

第1条【名称・所在地】

本会は放送大学東京多摩学習センター『古文書学習会』と称し、事務局（連絡所）を次のとおり設置する。

東京都小平市学園西町1-29-1

放送大学東京多摩学習センター 気付 『古文書学習会』

第2条【目的】

本会は、多摩地区に伝わる古文書等に関心を持つ放送大学の学生が、学習・実地視察を通じ、「古文書」を総合的に学ぶとともに、その活動を通して会員相互の親睦を深めること目的とする。

第3条【活動】

本会は次の活動を行う。

- ・学習・実地視察
- ・その他第2条に合致すると認められる活動

第4条【会員】

放送大学の学生であり、第2条および第3条に賛同する者は、本会の会長に入会の意思表示をすることにより本会の会員になることができる。

2. 放送大学の学籍を失い、または正当な理由なく本会の活動に参加しない期間が、1年以上継続した会員は本会を退会したものとみなす。

第5条【役員】

本会は次の各号に掲げる役員を置く。

- 一、 会長 本会の活動および運営方針を決定し、本会を代表する。
- 二、 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の代理をつとめる。
- 三、 事務局長 会長および副会長を補佐し、本会の活動および運営全般に関して企画・立案を行い、その実施の任にあたる。

第6条【運営委員会】

本会の運営を円滑に進めるために運営委員会を置く。

2. 運営委員会は役員により構成し、運営委員会は必要なつど開催する。但し、役員のおよそ二分の一の要請があった場合は、会長は運営委員会を招集しなければ

ばならない。

3. 運営委員会は本会の活動に関する企画・立案・運営にあたる。
4. 運営委員会は本会の運営、規約の変更ならびに本会の解散にかかわる意思決定機関とする。

第7条【役員を選出および任期】

会長は運営委員会において、出席会員の中から選出する。

2. 副会長および事務局長は、会長が任命する。
3. 役員任期は1年とし、4月1日から翌年の3月31日までとする。
4. 役員任期について再任を妨げない。

第8条【会計】

本会は当面の間、会費を徴収しない。本会の活動およびその運営に必要な経費は、都度徴収し清算する。

第9条【会員情報の保護】

会員名簿の取り扱いについて、閲覧は会長、副会長および事務局長のみとし、会の運営以外の使用を禁ずる。名簿の公表は会員の氏名、学生番号に限るものとする。

附則

この規約は2015年4月8日から施行する。

制定

2015年4月8日